

中野区マンション管理適正化推進計画

(令和5年5月 ~ 令和15年3月)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「法」という。)第3条の2第1項に基づき、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針(令和3年国土交通省告示第1286号)を踏まえ、中野区マンション管理適正化推進計画を以下のとおり定めます。

1 マンションの管理適正化に関する目標

第4次中野区住宅マスタープランで掲げる施策展開の方向等を踏まえ、各種士業団体や国、東京都等関係機関と協力し、マンションの管理運営に関する情報提供や支援制度の充実等を図り、マンション管理組合が自らのマンション適正管理が行えるように、適正管理の仕組みづくりを推進します。

2 マンション管理状況の把握のために講ずる措置に関する事項

東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づく管理状況届出制度等を活用し、マンションの管理状況の把握を進めます。

3 マンション管理適正化の推進を図るための施策に関する事項

法に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、法に基づく助言・指導等を実施します。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

法第3条の2第2項第4号に基づくマンションの管理の適正化に関する指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容を中野区マンション管理適正化指針として定めます。

本指針は、中野区の区域内におけるマンションの管理組合がマンションの管理適正化に向けて留意が求められる事項を示すものです。マンションの管理組合は、本指針の内容について、十分留意し、日常的なマンションの管理適正化に努めるものとします。

5 マンション管理適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

国、東京都等関係機関と協力し、区報やホームページ等を活用して、マンション

に関する各種相談窓口や支援制度等の情報提供や、マンションNPOや管理士会等と連携し資産であるマンションの管理不全予防のセミナー等を実施し、早い段階からマンション管理に関する意識啓発や知識の普及を図ります。

6 計画期間

令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)までとします。

なお、計画の進捗状況や社会状況の変化、関連する計画との整合性などを踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとします。